

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	領事業務の充実				番号	⑫	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		6 年度 当初予算額				7 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	領事政策費	領事業務の充実に必要な経費			10,188,737				12,459,644			
	一般	外務本省	領事政策費	在外投票の実施に必要な経費			6,039				29,250			
	一般	在外公館	領事政策費	領事業務の充実に必要な経費			5,104,327				6,792,059			
	一般	在外公館	領事政策費	在外投票の実施に必要な経費			56,100				646,188			
	小 計				一般会計		15,355,203				19,927,141			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
特別会計														
						<		>	の内数	<		>	の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
							<		>	の内数	<		>	の内数
合 計					一般会計		15,355,203				19,927,141			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	

施策Ⅳ－１ 領事業務の充実（モニタリング）

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-IV-1）

施策名（※）	領事業務の充実
施策目標	在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。 1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、日本国旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービスや旅券のセキュリティの向上を図りつつ、国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行う。 2 在外邦人の安全対策強化に向け、邦人渡航者や中堅・中小企業に対する広報・啓発の実施、在外公館の危機管理・緊急事態対応能力の向上、安全情報の収集・発信や官民連携の強化を積極的に推進する。 3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施のため、ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流を促進するとともに、広く一般に条約を知ってもらえるよう、積極的に広報を行う。
目標設定の考え方・根拠	世界で活躍する在外邦人の生命・身体を保護し、利益を増進すること、戦略的な国内外の人的交流を促進していくことは、外務省の最も重要な任務の1つである。外務省の中でも最も国民の生活に身近な領事業務は国民の視点に立った対応が特に求められるところ、領事サービスの向上、国民の安心安全及び人物交流推進を中心に、各目標を設定する。 ・経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日） 第3章1.（1）外交・安全保障の強化 ・国家安全保障戦略（令和4年12月16日 閣議決定） VI 2（4）ク 在外邦人等の保護のための体制と施策の強化 ・未来投資戦略 2018（平成30年6月15日 閣議決定） 第2 I.〔3〕1.（3）ii）② マイナンバー制度の利活用推進 第2 I.〔4〕4.（3）i）② コ ビザの戦略的緩和 ・第211回国会外交演説（令和5年1月23日） ・女性活躍加速のための重点方針 2020（令和2年7月1日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定） III 4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備 ・IT新戦略の策定に向けた基本方針（平成29年12月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定） II. 1.（1）行政サービスの100%デジタル化 ・デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日 閣僚会議決定） 6 行政手続きのデジタル化 ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日改定 閣議決定） 第3-2.1.（4）公共フロントサービスの提供等 ・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） 2 海外における邦人の安全確保 ・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ・「インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」（令和4年10月28日 第17回観光立国推進閣僚会議） ・観光立国推進基本計画（令和5年3月31日 閣議決定） 第3 2.（8）②ア ビザの緩和及びビザ発給手続の迅速化・円滑化 同（9）カ ワーキング・ホリデー制度の導入促進 ・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ及び外国人材の受入れ・共生のため

	の総合的対応策（令和４年度改訂）（第１２回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（令和４年６月１４日）決定） ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成３０年１２月２５日 閣議決定（令和４年４月２６日 一部変更）） ・「技能実習制度及び特定技能制度のあり方に関する有識者会議の開催について」（令和４年１１月２２日 外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定）					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	17,062	10,910	9,762	10,008
		補正予算(b)	10,733	103	218	
		繰越し等(c)	△8,523	8,523	0	
		合計(a+b+c)	19,273	19,536	9,980	
	執行額(百万円)		17,867	12,934	9,378	
同（分担金・拠出金）	区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	予算の状況 （百万円）	当初予算(a)	4	3	5	3
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	4	3	5	
	執行額(百万円)		3	3	3	
政策体系上の位置付け	領事政策	担当部局名	領事局	政策評価実施 予定時期	令和７年８月	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「＊」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 領事サービスの充実

施策の概要

- 1 在外邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組
海外での在外邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上・改善に関する取組を進める。
- 2 領事担当官の能力向上
国民に対し、質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。
- 3 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上
日本国旅券の国際的信頼性を確保するため国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準に準拠した旅券の円滑かつ確実な発給等、旅券事務の適正な執行を確保する。また、高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備等、旅券セキュリティ強化への取組を進めるなど、旅券秩序の維持に努めるとともに、デジタル技術の活用による申請方法等の多様化に向けた検討等を行うことにより、国民の利便性向上を図る。
- 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施
ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日 閣議決定）
第 2 章 2.（5）（持続可能な形で観光立国の復活）
第 3 章 1.（1）外交・安全保障の強化
- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・女性活躍加速のための重点方針 2020（令和 2 年 7 月 1 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
Ⅲ 4. 女性活躍の視点に立った制度等の整備
- ・デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日 閣僚会議決定）
6 行政手続きのデジタル化
- ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日改定 閣議決定）
第 3 - 2. 1.（4）公共フロントサービスの提供等

測定指標 1-1 利用者の評価等サービスの向上 *

中期目標（6 年度）

在外公館の領事サービスの維持・向上。
在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

令和 4 年度目標

- 1 領事サービスのアンケート調査において窓口・電話の対応に対する満足度を調査会社も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」「やや満足」）の回答割合が回答数全体の 85%になることを目指す。
- 2 利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

施策の進捗状況・実績

1

- （1）令和 5 年 1 月、管轄区域内に 300 名以上の在留邦人が居住する 142 公館を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施し、16,857 の有効な回答が寄せられた（前年度 16,453 を上回る有効な回答数）。なお、本アンケート調査は、国民目線での公平な調査結果の評価を得るため、サービス改善のための知見・技術を有し、実績のある外部機関（民間）に委託した。
- （2）領事サービスに関する総合的な満足度では、回答者の 79.4%が「満足」又は「やや満足」と肯定的に評価し、「満足ではない」又は「あまり満足ではない」との否定的な評価は 12.0%となった。

(3) 領事サービスを利用することで、回答者の92.6%が問題（申請、届出、各種相談等）が「解決された」又は「ほぼ解決された」と回答しており、自由回答欄では、「丁寧に対応いただいた」や「コロナ禍でも親身になっていろいろと迅速に対応いただいている」と回答している在外邦人も多く、高い割合で利用者の目的が達成できていると評価できる。

(4) スタッフの「業務知識・処理速度」及び「接客マナー」についても、「満足」及び「やや満足」との回答が80%を超えていることから、領事サービスを利用した在外邦人からおおむね高い評価を得ていると評価できる。

- 2 回答者から寄せられた意見・コメントとともに本件調査実施在外公館に調査結果を伝え、領事サービスとして利用者に対し何を提供すべきか、自公館の領事窓口、接客マナーがどのような評価を受けているのかを改めて認識させた。また、電話や窓口の対応ぶりが在外公館に対するイメージを形成していることを認識させ、満足度が高かった在外公館や改善が顕著な在外公館における取り組みの事例を各公館に示しつつ、指導を行った。

令和5年度目標

- 1 領事サービスのアンケート調査において窓口・電話の対応に対する満足度を調査会社も活用してより客観的に測り、肯定的評価（「満足」・「やや満足」）の回答割合が回答数全体の85%になることを引き続き目指す。
- 2 引き続き、利用者の事情やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう指導を継続するとともに、対応上の問題点を在外公館内で常時共有し、改善に向け努力することにより、良質な領事サービスの提供を目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

今回調査での肯定的評価の回答割合は79.4%に止まったが、利用者の満足度において高い水準を目指すことは重要であるため、85%以上の肯定的評価の回答割合を含め、引き続き現在の目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標1－2 領事研修の実施 *

中期目標（6年度）

領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応えていく上で必要となる領事事務各分野の能力とともに、窓口対応等のコミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し実施する。これにより、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を強化する。領事サービス向上・改善のためのアンケート調査において、肯定的な評価（「満足」、「やや満足」）に関し、85%以上を達成すべく、研修を通じて領事サービスの向上を目指す。

令和4年度目標

- 1 在外公館における領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在留邦人や邦人渡航者に提供するサービスであることを改めて認識し、新型コロナウイルス感染症拡大という状況においても、人の移動が制限されるという中での研修をどういった形式で実施することが有効かを常に考えつつ、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研修を通じて深められるよう、オンライン等を活用しながら領事関係研修の充実を図る。
- 2 研修にて実施する講義内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用しながら、在外邦人のニーズを考慮した研修内容の充実を図る。
- 3 新型コロナウイルス感染対策の状況を踏まえつつ、可能な範囲で対面式や実地講義など領事担当官の実践的なスキルアップを図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

研修名・研修目的と概要	実施回数	参加者数
領事初任者研修	2回	計86人

若手の領事担当一般職職員、領事業務未経験者を対象に、領事業務全般についての基礎知識の習得とともに、実際の援護事案を基にしたケーススタディ、精神障害事案、死亡事案への対応ぶりについて講義及びマナーやクレームが寄せられた場合の対応を学ぶためのロールプレイを含む外部専門家による研修をオンライン形式で実施した。		
領事中堅研修※新たな領事業務における業務説明及び意見交換会 令和5年3月に導入された、領事業務のオンライン申請及びオンライン納付に関する業務に特化した研修を実施した。 具体的には、オンライン申請等は、窓口対応での申請による遠隔地に住む在留邦人へのオンライン申請による利便性や、中南米やアフリカ地域などでの現金の所持による危険性、オンライン申請・納付による窓口対応の簡素化による業務効率化等に資するため、外務省としても積極的に推進するべく、領事担当官を対象とし、新しい業務への習熟、能力向上を促すことを目的として、通常の領事中堅研修内容を変更して実施した。	1回	計192人
在外公館警備対策官研修 在外公館に赴任を予定している警備対策官（警察庁・防衛省・民間警備会社等の職員）を対象として、領事業務全般についての基礎知識の習得を目的とした研修をオンラインで実施した。また、一部講義は対面式で実施し、デモンストレーション等にて業務の習熟を行った。	1回	計86人
官房要員事務研修 入省4年目の一般職職員を対象に、外務省員として領事業務の重要性及び業務内容についての理解を深めるため、在外公館における領事業務の概要・基礎的業務内容等について講義した。	1回	計21人
赴任前個別ブリーフ 在外公館への赴任を控えた職員等を対象とし、個別に領事業務全般の基礎について研修を実施した。	2回	計9人

2 受講者アンケートを通じた研修実施内容の検証

令和4年3月から開始された領事業務のオンライン申請・納付への講義希望が多数寄せられたことから、本件に特化した講義を行い、多数の受講者が参加した。また、各領事事務関係研修においても、オンライン実施による制約はあったが、実際の領事業務への理解を促進させる実践に即した講義内容にて実施した。

3 対面式や実地講義による実践的なスキルアップ

オンライン形式による研修では、時差による参加の困難さに加え、実技を伴う研修ができないため、効果が低減するとの課題を指摘する意見もあり、在外公館警備対策官研修では一部講義を対面式で実施し、実際の業務のデモンストレーションを実施した。

令和5年度目標

- 領事サービスは、領事担当官が提供する内容（領事事務）を十分理解した上で在外邦人に提供するサービスであることを改めて認識する必要がある。各国・地域の水際措置緩和により国際的な人的往来の飛躍的増加が見込まれる令和5年度においては、領事関係研修の充実を図り、より専門的な研修を行うため、在外公館より領事担当官を呼び寄せ、対面式にて研修を実施することで、領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を深めるとともに、在留邦人の利便性及び領事サービスの向上に資する新たな業務であるオンライン申請及びオンライン納付に係る領事業務等への習熟を行う。
- 研修（講義）内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケートを実施し、ニーズを確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在留邦人から適切な評価を得られているかを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

各国・地域の水際措置緩和を受け、領事関係研修の更なる充実を図るため、研修を対面式で実施し領事業務の習熟に取り組むため年度目標に追加した。

測定指標 1－3 日本人学校・補習授業校への援助 *

中期目標（6年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。

令和4年度目標

1 在外教育施設への支援の適切な運用

新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府支援を行う。また、従来から支援を行っている在外教育施設を始め、新規に支援を行う在外教育施設に対し、政府支援の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。

2 安全対策強化

（1）経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府支援を行う。

（2）建設後、一定期間が経過し、老朽化が目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる老朽化・耐震化にかかる工事・整備費への支援を行う。

3 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた取組

今後のコロナ禍による児童生徒数の減少状況等を見極めつつ、各在外教育施設の要望等を踏まえ、文部科学省とも協議の上、「在外教育施設未来戦略 2030」政策を実現できるよう、支援内容を検討していく。

施策の進捗状況・実績

1 令和4年度において新たに政府支援の対象となる基準を満たした補習授業校が1校増え、支援援助対象基準を満たす補習授業校は230校となった。指導・助言等はすべての補習授業校230校に対し行い、そのうち、支援要望のあった225校に対し、政府支援を実施した。

2 以下の安全対策強化を実施した。

（1）日常の警備員雇用費、警備機器維持管理費に加え、テロ攻撃のリスクが高まると見られる期間前後の警備員雇用経費の支援を実施した。また、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言を日本人学校等の関係者に行った。さらに、テロを想定した在外教育施設の強化整備として、外周壁の嵩上げなど4校の日本人学校が実施した工事に対し支援を行った。

（2）3校の日本人学校が実施した老朽化の進む校舎の工事に対し支援を行った。さらに、経営基盤の脆弱な17校の日本人学校が実施した校舎等の修繕工事に対し支援を行った。

3 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、児童生徒数が減ったことによる収入減で経営が困難になった計92校に対し、経営加算による支援を実施した。

令和5年度目標

1 在外教育施設への支援の適切な運用

「在外教育施設未来戦略 2030」政策を実現できるよう、令和4年6月に成立した「在外教育施設における教育の振興に関する法律」並びに令和5年4月に外務省及び文部科学省で策定した「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府支援要件を満たす在外教育施設に対し、予算の範囲内で政府支援を行う。また、従来から支援を行っている在外教育施設を始め、新規に支援を行う在外教育施設に対し、政府支援の適正な執行運用等につき指導・助言を行う。

2 安全対策強化

（1）経営基盤の脆弱な在外教育施設が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き、民間会社による安全評価の結果を反映した、施設強化整備、危機管理マニュアルの整備、緊急避難訓練実施への助言や警備員雇用費や警備機器維持管理費の政府支援を行う。

（2）建設後、一定期間が経過し、老朽化が目立つ日本人学校施設や、地震多発地域に所在する日本人学校施設の地震による損傷等の危険を回避するため、緊急性等が認められる大規模老朽・耐震整備費への支援を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 1－4 IC 旅券の発給及び不正取得等の防止 *

中期目標（6年度）

憲法で保障されている国民の海外渡航の自由の権利を担保する旅券発給に関し、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）にのっとり、令和4年度から国内においてはマイナポータルを活用したオンライン申請を可能とする。また、令和6年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図る。さらに、令和6年度に高度な偽変造対策を施した次世代旅券導入・集中作成方式への移行を行う。こうした取組に当たっては、円滑な海外渡航の実現のため、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、引き続き日本国旅券の国際的な信頼性を確保する。

令和4年度目標

- 1 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）にのっとり、令和4年度から国内においてはマイナポータルを活用したオンライン申請を可能とする。これに先立ち、オンライン率向上のため積極的な広報を行う。
- 2 令和6年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄抄本の添付の省略の実現を図るべく、デジタル庁や法務省と緊密に連携し、システム整備のための研究・開発などの準備を進める。
- 3 令和6年度の次世代旅券導入及び集中作成方式移行に向けて、関係省庁、都道府県及び関連事業者との間で制度設計やシステム整備のための研究・開発などの準備を引き続き進める。
- 4 国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努める。また、都道府県との間で旅券の電子申請の運用や次世代旅券・集中方式移行に関する協議・検討を進める。
- 5 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和5年3月27日から、国内ではマイナポータルを通じて、パスポートの更新（切替申請）がオンラインで可能となり、申請時に窓口に出向く必要がなくなった（出頭は交付時の1回のみ）。また、一部の府県では戸籍謄本を簡易書留による郵送で受け付けることにより、新規申請や記載事項変更の手続についてもオンライン申請が可能となった。国外では、オンライン在留届（ORR ネット）への登録を前提とした専用スマホアプリを通じて、切替申請、新規申請ともにオンライン申請を導入した。オンライン申請の導入に際しては、ポスターやパンフレットの掲載・配布、動画の作成、外務省 HP や SNS 上での発信等により、積極的な広報を実施した。
- 2 戸籍謄本の添付省略については、デジタル庁や法務省と連携し、令和6年度中の実現に向けてシステム整備のための研究・開発などの準備を進めた。
- 3 令和6年度の次世代旅券導入及び集中作成方式への移行に向けて、関係各方面との間で制度設計やシステム整備のための研究・開発などの準備を進めた。
- 4 都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等に関し、5月及び11月に初任者研修、12月に中堅職員研修をオンラインにて実施した。また、都道府県との間で月1回の頻度で旅券のオンライン申請等に係る意見交換会を開催したほか、オンライン申請の導入に向け、都道府県に対して累次の情報提供を行い、令和5年1月以降には導入前の習熟訓練を実施した。
- 5 2月20日の「旅券の日」に合わせて、同日から3月5日まで、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を実施した。審査強化期間中は、各都道府県旅券窓口において、本人確認の審査を厳重に行い、他人になりすました者による旅券の不正取得の未然防止と撲滅を図った。

令和5年度目標

- 1 令和6年度までに、法務省の戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用することによって、戸籍謄本の添付省略を実現し、全ての都道府県において新規申請や記載事項変更の手続についてもオンライン申請が可能となるよう、引き続きデジタル庁や法務省と連携して準備を進める。

- 2 令和6年度の次世代旅券導入及び集中作成方式への移行に向けて、関係省庁、都道府県及び関連事業者との間で制度設計やシステム整備のための研究・開発などの準備を引き続き進める。
- 3 国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き続き実施することにより、国民への統一的な旅券行政サービスの提供に努める。また、都道府県との間で意見交換の機会を設け、主にオンライン申請の運用や次世代旅券・集中方式への移行に関する協議・検討を進める。
- 4 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、引き続き、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和4年度目標の1については、令和5年3月27日のオンライン申請の導入によって目標内容を達成したため、同目標の2～5を引き続き令和5年度目標として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標1－5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

中期目標（6年度）

海外に居住する日本国民が、憲法第15条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

令和4年度目標

- 1 令和4年度に予定されている補欠選挙や同年7月の任期満了に伴う参議院議員通常選挙の実施に向け、出国時申請を含めた在外選挙制度の周知及び投票実施の啓発について重層的に強化する。
- 2 令和4年に予定されている補欠選挙や同年夏の参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票事務において、確実かつ適正な処理を講じる。
- 3 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸することがないように、在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等、一連の業務に当たっては、公職選挙法の規定に基づき適正かつ迅速な処理に努め、申請者の選挙権行使の機会を確実に確保する。
4 総務省においてインターネット投票の導入に向けた検討が行われており、国外において同投票の導入が実現する場合、外務省においては在外公館が対応できるように備える必要があることから、引き続き関係省庁に協力していくとともに、実際に導入が実現する場合には在外公館が対応できるように、しっかり後押ししていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 従来から実施している在外選挙制度周知に加え、4月の補欠選挙及び7月の参議院議員通常選挙の実施に向け、具体的な投票方法、在外公館ごとの在外公館投票期間等の周知も兼ねた啓発を図り、在外公館窓口来訪者への呼びかけ、外務省・在外公館ホームページへの掲載、領事メールの発出、現地日本人関係団体や広報媒体等を通じた広報・啓発を重層的に実施した。
その結果、令和4年度における在外選挙人名簿登録申請の受付及び在外選挙人証の交付等の取り扱いは約19,000件、また、コロナ禍での実施となったにもかかわらず、7月の参議院議員通常選挙における在外投票者数は約22,000人、投票率は令和3年度に実施された衆議院議員総選挙時に比べ2%上昇し約22%となった。
- 2 4月の補欠選挙及び7月の参議院議員通常選挙においては、在外公館投票に向けて適時適切な準備を進めたことにより、確実かつ適正な処理を行うことができた。
- 3 原則として、在外選挙人名簿登録申請の際は、本人確認を要するため在外公館に出頭を求めているが、6月から、新型コロナウイルスの蔓延防止措置等により出頭が困難な在外邦人に対し、出頭を免除する特例措置を開始した。
また、これまで在外選挙人名簿登録申請から在外選挙人証の交付まで3か月程度を要していたが、事務手続きの見直しを図り、一連の手続きのうち当省として行う事務に係る処理期間を短縮することができた。
- 4 総務省において検討がなされているインターネット投票の導入については、実際に導入が実現する場合に在外公館が対応できるよう、外務省において在外公館で求められる備えを検討しつつ、関係省庁との意見交換等に努めた。

令和5年度目標

- 1 国民の在外選挙制度に対する認知度を高める観点から、関係省庁とも連携しつつ、重層的な手段

を講じて、在外選挙制度の周知・啓発を行っていく。

- 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸することがないように、一連の業務に当たっては、公職選挙法の規定に基づき適正かつ迅速な処理に努め、申請者の選挙権行使の機会を確実に確保する。
- 3 在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付については、より簡便かつ迅速な受付・交付を行えるよう、新たな方法を検討する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

インターネット投票については、現在総務省と関係省庁とで具体的な検討が行われている状況であり、現時点で外務省において在外公館で求められる備えを検討できる状況にないことから、年度目標からは削除した。

測定指標 1－6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標（6年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえつつ必要に応じ、支援業務の充実を目指す。また、国内外におけるハーグ条約に関する理解を促すため、セミナーの開催や啓発動画の作成等、積極的な広報を行う。さらに、条約の更なる適切な実施及び普及促進に向け、締約国中央当局との意見交換や関係国向けセミナー等を実施する。

令和4年度目標

- 1 ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施し、必要に応じ、支援業務の充実を目指す。
- 2 日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するため、弁護士会、地方自治体等を対象にしたセミナーの実施や、啓発動画の作成等、積極的かつ効果的な広報を行う。
- 3 アジア地域を中心としたハーグ条約の更なる適切な実施及び普及促進に向け、関係国を対象としたセミナー開催等を通じて意思疎通を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度は、46件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が35件、面会交流援助申請が11件）。また、援助決定を行った案件について、外国中央当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、令和4年度中には、条約に基づき、日本から外国への子の返還が9件、外国から日本への子の返還が6件実現した。また、日本のハーグ条約実施状況や具体的な手続に関する情報等については、外務省ホームページ（HP）上で公開しているハーグ条約の案件の実施状況を概ね2か月に1回程度の頻度で更新する等、過年度に引き続き、適時適切な発信・更新を行うよう努めた。
- 2 ハーグ条約の認知度を高め、子の連れ去り等を未然に防止するため、外務省HPを通じハーグ条約に関する情報を発信する広報活動を行った。また、昨年度に引き続き、令和4年度も新たにハーグ条約広報動画を作成し、特に潜在的な当事者となる可能性の高い在外邦人を対象として積極的かつ効果的に配信を行った（同広報動画は約28万回以上の再生回数を記録した）。同広報動画は、子の視点を描くことにより、ハーグ条約に関する注意喚起を促すことを目的に作成した。また、できるだけシンプルな内容にし、一般の方により受け入れられやすい内容とした。

さらに、弁護士や地方自治体職員等を対象としたセミナーを主にオンライン形式で計30回（うち、対面形式は計2回）開催したほか、海外在住の日本人を対象としたオンライン形式のセミナーを計2回行った。弁護士向けセミナーでは、当室室員だけでなく、ハーグ条約事案への対応経験のある弁護士を講師として派遣し、事案対応に当たる際の全体的なイメージや具体的な手続に関し知見の共有を図った。地方自治体職員等向けのセミナーでは、国際的な子の連れ去りが子に及ぼす影響や実際に子の連れ去りが生じた際にどのような対応が考えられるかといった点について関心が寄せられ、認識を深める契機とすることができた。在留邦人向けオンライン・セミナーは、豪州と米国の2か所で実施し、現地弁護士等とともに、ハーグ条約の概要、具体的な手続についての説明に加え、現地で利用可能な支援機関の紹介等を行い、参加者から開催への謝意並びに引き続きセミナ

一開催を希望する声が寄せられた。

- 3 ハーグ条約の更なる適切な実施及び普及促進に向けた関係国との意思疎通の一環として、9月に米国中央当局との担当者間協議、10月に韓国中央当局と初の担当者間協議を行い、各事案の状況確認、日本における強制執行の仕組み等について情報提供を行ったほか、12月には新たに国内での実施体制整備の取組を進めるフィリピンとの間で意見交換を行い、知見の共有を行った。また、ハーグ条約の新規締約国となったパキスタン及びチュニジアの受入れ手続を完了し、同国との間で新たに条約関係に入った。

中期目標（6年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえつつ必要に応じ、支援業務の充実を目指す。また、国内外におけるハーグ条約に関する理解を促すため、広報・啓発動画の配信やセミナーの開催等を通じ積極的な広報を行う。さらに、条約の更なる適切な実施及び普及促進に向け、締約国中央当局との意見交換や可能であれば関係国向けセミナー等を実施する。

令和5年度目標

- 1 ハーグ条約実施法に基づき条約上の中央当局の任務を適切に実施し、必要に応じ、支援業務の充実を目指す。
- 2 ハーグ条約及び日本の条約実施状況に係る理解を促進するため、また、子の連れ去り等を未然に防止するため、広報・啓発動画の配信や弁護士会、地方自治体等を対象にしたセミナーの実施等、積極的かつ効果的な広報を行う。
- 3 ハーグ条約の更なる適切な実施に向け、引き続きハーグ条約中央当局間協議等を通じて意思疎通を強化する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

中期目標と令和4年度目標に組み込まれていた「啓発動画の作成」については、令和4年度に動画の作成及び効果的な配信を行い、同動画を引き続き使用することも可能であることから当初の目標を達成したこと、並びに、予算の都合上今後しばらくは新しい動画を作成する予定がないことから、中期目標及び年度目標からは削除することとした。

また、関係国とのセミナー開催等については、令和2年度末にハーグ国際私法会議（HCCH）と共催で開催したのち、令和6年度実施の可能性を検討中である。対象をアジア地域とするか等含め、実施の詳細に関しては引き続き関係国との意見交換等も踏まえて吟味検討を要すると判断されたため、令和4年度目標にあった同趣旨の文言は削除し、令和5年度はそのための関係国との引き続きの情報共有や協力等、取組を進めていくこととした。

そのほか、条約の実施（個別のハーグ条約事案に対する対応）については、引き続き目標として維持し、その達成に向け推進する。

参考指標：国外における一般旅券の不正使用把握件数（括弧内は関連した旅券の冊数）及び一般旅券のなりすましによる不正取得数（暦年）

	実績値
	令和4年
一般旅券不正使用件数 (括弧内は関連した旅券冊数)	4 (31)
一般旅券のなりすましによる不正取得数	3

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する 測定指標	行政事業レ ビュー事 業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①領事サービスの充 実	599 (464)	6,565 (1,381)	569 (507)	555	1-1	

②海外子女教育体制の強化	5,128 (4,852)	3,967 (3,580)	3,479 (3,200)	4,146	1-3	
③旅券関連業務	7,652 (7,170)	4,946 (4,520)	4,848 (4,839)	4,724	1-4	
④旅券行政問題研究会	0.3 (0)	0.3 (0.1)	0.3 (0.1)	0.3	1-4	
⑤在外選挙関連事務に必要な経費	40 (39)	328 (239)	318 (250)	62	1-5	
⑥ハーグ条約の実施	136 (94)	129 (95)	130 (91)	129	1-6	
⑦領事システム	3,526 (3,311)	3,526 (3,431)	3,074 (3,015)	6,074	1-1, 1-4 1-5	
⑧領事手続におけるデジタル・ガバメントの推進	226 (209)	2,689 (2,416)	2,360 (2,250)	—	1-1	
⑨国際民間航空機関（公開鍵ディレクトリ）拠出金（義務的拠出金）	4 (3)	3 (3)	5 (3)	3	1-4	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

1 在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するため、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応の向上、中堅・中小企業との連携を一層強化する。また、邦人の海外安全に関する意識を高めるための広報・啓発を効果的に推進する。

2 在外邦人の援護体制の強化

国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日 閣議決定）
第 3 章 1.（1）外交・安全保障の強化
- ・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成 28 年 7 月 11 日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
2 海外における邦人の安全確保
- ・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成 28 年 7 月 11 日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

測定指標 2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（6 年度）

海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を適時適切に発信し、邦人の安全意識の向上につながる効果的な広報・啓発を行う。また、在外公館の邦人援護体制を強化する。

令和 4 年度目標

- 1 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
- 2 海外安全ホームページ（HP）のシステム改修・掲載内容の充実化を通じ、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ、感染症危険情報等）を効果的に発信する。
- 3 在留届、外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。
- 4 国際的な脅威となる感染症関連情報の適時・適切な発信に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館の危機管理体制を強化するため、各在外公館で緊急事態邦人保護対処訓練の実施や「安全の手引き」、「緊急事態邦人保護対処マニュアル」の改訂に取り組んだ。
- 2 海外安全ホームページ（HP）に在外公館等の周辺地図等を掲載し、在外公館等の位置情報を同 HP から確認できるよう改修を行った。同ホームページへのアクセス数は、国際情勢や海外渡航する日本人の数に応じて増減するものであり、アクセス数に一定の目標数を設定することは困難であるが、令和 4 年度は約 1 億 678 万件であった。また、自然災害、世界各地での政情不安や治安の悪化、新型コロナ関係について、海外安全情報（危険情報：83 件、安全対策基礎データ：142 件、感染症危険情報：6 件、広域情報：53 件、スポット情報：48 件等）を適時・適切に発信し、広く注意喚起を行った（なお、海外安全ホームページに関する予算は、令和 4 年度からデジタル庁予算に変更になったが、その企画、作成、運用については外務省が引き続き実施している。）。
- 3 海外安全対策の啓発や在留届、「たびレジ」の認知度向上及び登録の促進を目的に、引き続き Yahoo や Facebook へのバナー広告の掲載など、オンライン等での情報発信強化を図った。また、9 月に東京で開催された「ツーリズム EXPO ジャパン 2022」に外務省領事局として「外務省海外安全相談所」ブースを出展（一般の方や旅行業界関係者など計 2,000 名以上が来場）し、在留届及び「たびレジ」広報等を実施したほか、音声メディア Voicy に「海外安全チャンネル・りょーあん」を開設し、定

期的に海外安全情報の発信を行っている。「海外安全アプリ」についても海外安全ホームページに関連情報を引き続き掲載し、利用促進を図った。「たびレジ」登録については、一部の留学関係機関との間で「たびレジ」自動登録の仕組みを開始した。「たびレジ」登録者数は、令和5年3月時点で累計約743万人に、「海外安全アプリ」インストール数は、令和5年3月時点で約95万件に達した。

また、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル（以下、「マニュアル」とする）」については、コロナ禍でのテロと感染症といった複合的なリスクを踏まえた安全対策の見直しの必要性を訴えるストーリーと解説を追記した増補版冊子（令和2年度作成）を海外渡航者へ配布し、一層の認知度向上・利用促進を図った。また、10月からは、メッセージアプリ「LINE」の外務省公式アカウントを通じて、約6万人の登録者に「デューク東郷からの伝言」との形でゴルゴ13を交えた安全対策に関する啓発メッセージ、身を守るために役に立つ知識や領事局が実施する啓発事業の紹介等の配信を行った。

デジタル広告では、引き続き Google 等の検索広告及びバナー広告を活用し、海外での安全対策に関心を有する層を主なターゲットに、テロ等に関する広域情報・スポット情報の対象国・地域に所在する邦人への情報提供や、上記のマニュアル増補版や領事局が実施する啓発事業の広報を目的に、合計約6,600万回広告を表示し、うち海外安全ホームページの広域情報・スポット情報やマニュアルが掲載されているページに約32万回ユーザーを誘導した。広告を実施した月は、実施していない月に比べ、マニュアル関連ページへのアクセス数が約9倍になっており、デジタル広告を実施する事で少なくともこれまでの数倍の数の人々が当該マニュアルを一読したと考えられ、当該広告は、安全啓発に確実に繋がっていると考えられる。なお、令和3年度はマニュアル増補版を出した直後であったことから一般国民の関心が高く、デジタル広告の表示回数、誘導されたユーザー数ともに多くなっているが、令和2年度と比較すると、令和4年度の広告表示回数は約5倍に、誘導されたユーザー数は約2倍になっている。

- 4 新型コロナウイルス、サル痘について感染症危険情報を6件発出したほか、その他の感染症についてもスポット情報及び広域情報19件を発出して注意喚起を行った。

令和5年度目標

- 1 緊急事態発生時の邦人保護対処訓練の着実な実施等を通じ、在外公館の危機管理体制の強化を図る。
- 2 海外安全ホームページ（HP）を通じて、海外安全情報（危険情報、安全対策基礎データ）を効果的に発信する。
- 3 在留届、外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」及び「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の一層の認知度向上・利用促進等を図るとともに、デジタル広告の活用や官民連携を通じ、より効果的及び広範に啓発を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

国際的な脅威となる感染症関連情報の適時・適切な発信については、新型コロナウイルス及びサル痘に関する感染症危険情報が令和5年5月に解除されることから、令和5年度目標からは削除した。

また、海外安全ホームページに関する予算は、令和4年度からデジタル庁予算に変更になったことから、同システムの改修については令和5年度目標からは削除することとした。

測定指標2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応 *

中期目標（6年度）

新型コロナウイルスの世界的な感染が継続する中、感染急拡大に伴い発生する緊急事態や、自然災害、政情不安及び他国による武力侵攻等に伴い発生する大規模緊急事態における迅速な対応のための体制等を整備・強化し、実際の緊急事態対応がより効果的に行われるようにする。

令和4年度目標

- 1 現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、保守点検、運用指導を行い、緊急事態発生時に確実に使用できる体制を構築する。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生時の邦人短期渡航者への影響等を考慮した上で、効率的に配備する。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対し

て、迅速な情報提供及び安否確認ができるシステムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。

- 4 海外緊急展開チーム（ERT）要員の一部等を国内外で実施される研修や防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
- 5 新型コロナウイルスの感染状況及び感染防止に留意しつつ、可能であれば国内外での官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 現地通信インフラの整備状況や治安状況等を勘案し、必要な台数の無線機を配備した。また、緊急事態発生時に確実に使用できることが重要であることから、常に良好な状態を保つために保守点検及び運用指導を行った。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、邦人短期渡航者が緊急事態発生時に影響を受けやすい国・地域を中心とする計 47 公館において調達し、効率的な配備に努めた。
- 3 緊急事態発生時に在留邦人や邦人渡航者に対し、情報提供及び安否確認等を行うためのショートメッセージサービス（SMS）システムを、17 各国・地域において運用した（なお、安否確認システムは、令和 4 年度からデジタル庁予算に変更になったが、その運用については外務省が引き続き実施している。令和 4 年度は安否確認システムについてはシステム改修を行い、ショートメッセージサービス（SMS）システムについては、システム改修は行わなかった。）。
- 4 海外の緊急事態発生時における対応能力強化のため、海外緊急展開チーム（ERT）の一部を誘拐・被害者家族支援研修（計 2 回）に参加させた。国内で実施された防衛省・自衛隊による在外邦人等輸送訓練、ヨルダンでの統合展開・行動訓練、タイでの多国間共同訓練に計 25 名（うち、海外緊急展開チーム（ERT）要員 18 名）の職員を派遣した。
- 5 官民合同テロ・誘拐対策実地訓練（国外版）をタイ・バンコクにて計 2 回、同訓練（簡易版）を外務省内にて計 3 回実施し、テロ・誘拐事件等の緊急事態に対応しうる在外職員及び本省職員計 31 名及び日本企業・団体関係者計 136 名が参加した。また、危機管理会社が実施する国内訓練（企業関係者も参加）に 1 名の領事局幹部及び 1 名の領事担当を参加させた。
- 6 ウクライナ在留邦人について、帰国を切に希望するものの自力で渡航手段を確保することが困難な邦人に対し、帰国支援を行った。
- 7 海外在留邦人等に対し、羽田空港及び成田空港で新型コロナウイルス・ワクチン接種の機会を提供する事業を実施し、令和 5 年 3 月末時点で計約 53,200 回のワクチン接種を行うとともに、約 34,800 件の接種証明書を発行した。なお、本事業は令和 5 年 3 月に終了した。

令和 5 年度目標

- 1 現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、適切な台数の無線機を配備するとともに、保守点検、運用指導を行い、緊急事態発生時に確実に使用できる体制を構築する。
- 2 邦人短期渡航者用の緊急備蓄品を、引き続き、各国・地域における緊急事態発生時の邦人短期渡航者への影響等を考慮した上で、効率的に配備する。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾などの緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるシステムを随時改修し、実効的かつ安定的な運用を図る。
- 4 海外緊急展開チーム（ERT）要員の一部等を国内外で実施される研修や防衛省・自衛隊による在外邦人等保護措置訓練等へ参加させるなど、海外での緊急事態発生時における対応能力を向上させる。
- 5 新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、国内外での官民合同テロ・誘拐対策実地訓練を実施し、当省の緊急事態対応能力と官民連携の更なる強化を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 2－3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 *

中期目標（6 年度）

邦人の関心が高いホットイシューを含め、海外の治安情勢や政情不安等に関する情報の収集及び領事メールや在外公館ホームページ等を通じた発信を強化する。既存の会合や訓練、セミナー等も活用

しながら、安全対策に関する各種会議等の開催を通じ、海外安全に係る官民協力を強化し、日本企業と邦人の危機管理意識を向上させる。

令和4年度目標

- 1 多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
- 2 「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館においてオンライン及び対面により定期的に開催し、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要衛星TV局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視するほか、世界各国、各地からSNSを通じて発信されるビッグデータ（自然災害、犯罪、テロ、紛争等）からAIを活用して緊急事態の情報を収集し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
- 4 国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえつつ、感染防止措置を取りながら、可能な限り大都市において対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に定期的に開催していく。また、海外における新型コロナウイルス関連情報等、企業や教育機関の求めるホットイシューについても情報提供を行い、引き続きコロナ禍の安全対策について啓発を積極的に展開していく。

在外安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの海外での感染状況を踏まえつつ、同様に対面式のセミナー実施も追求する一方、オンラインでの開催を中心に開催していく。その際、在留邦人からの要望を踏まえながら、講演内容を更に充実させるとともに、オンラインで配信されるセミナー動画や資料について、視聴・閲覧期間等の制限を可能な限り見直し、効果的に情報を提供できるようにする。

施策の進捗状況・実績

- 1 パキスタン、メキシコ、イラク、南スーダン等19か国における安全情報の収集を現地の専門家に委嘱し、収集した情報の内、在外公館が邦人に注意喚起を促した方がよいと判断する情報については、領事メール、在外公館SNS等で邦人に対し注意喚起を行ったほか、日系企業からの個別照会への回答の参考とした。
- 2 外務省にて「海外安全官民協力会議」の本会合を1回（9月）、幹事会を計2回（12月、令和5年3月）実施（いずれもオンラインと対面の組合せ）し、外務省から最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症関連情報等について情報発信を行ったほか、幹事会では感染症、緊急事態及び自然災害への対応に関する各社の取組等について、様々な視点から企業側と活発な意見交換を行った。意見交換により、双方それぞれにとって今後の対応の参考とすることのできる有益な情報を得ることができ、官民の間の関係強化を図ることができた。

「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の本会合をハイブリッドで1回開催（11月）した。外務省からは、中堅・中小企業の安全対策に資する最近の海外の情勢や、外務省が新たに開始した情報発信等の取組について情報を提供し、中小企業への更なる啓発活動と呼び掛け、ネットワーク参加組織からは同年度に実施した取組を踏まえた今後の活動方針が示された。また、外務省から参加組織にメールマガジン（計11回）や寄稿（計3回）を通じた安全対策に関する情報発信を行い、中堅・中小企業関係者により直接的に啓発を行った。

また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、在外公館において民間企業や在外邦人との間で「安全対策連絡協議会」を全世界で約400回実施した（対面又はオンライン形式）。

- 3 主要海外通信社（AP、ロイター等）やアラビア語の主要衛星TV局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のテロ・誘拐等に関する外電を24時間365日体制でモニターした。また、世界各国、各地からSNSを通じて発信されるビッグデータからAIを活用して抽出された自然災害、犯罪、テロ、紛争等の緊急事態の情報をモニターした。モニターの結果、邦人の安全への影響がある恐れがある事案については、随時政府関係者や各在外公館等と連携を取ることで、海外における緊急事態発生時の初動体制の構築や、領事メールの迅速な発出等、邦人への情報発信に積極的に活用し、邦人保護業務を的確かつ迅速に遂行した。具体的には、邦人が巻き込まれている可能性のある事件・事故発生が速報で入り次第、各在外公館の領事担当に情報を共有することにより、邦人被害の有無の確認作業に迅速に着手することができた。

4 国内安全対策セミナーは、新型コロナウイルスの国内感染状況に応じて、対面及びオンライン形式で企業関係者や教育機関関係者を対象に計8回実施した（9月28日(207名)、11月10日(139名)、11月25日(403名)、12月8日(281名)、12月13日(105名)、令和5年1月20日(80名)をオンライン、令和5年2月21日大阪(51名)、2月22日名古屋(21名)を対面形式で開催。）。最新の安全情報に加え、各地域の最新情勢やコロナ禍やそれ以降の安全対策について講義を行い、参加者から好評を得た。また、地方都市の商工会等の団体と共催することで各都市の企業関係者の参加を多数得ることができた。

在外安全対策セミナーは、現地在外公館を通じ在留邦人のニーズを詳細に聴取し、より現地最新情勢に合わせた講演内容とし、各地域情勢によって対面式又はオンラインでセミナー動画を配信する形式で、各都市（デュッセルドルフ（11月）、イスラマバード（12月）、ムンバイ（令和5年1月）、イスタンブール（令和5年1月）、プノンペン（令和5年2月）、リマ（令和5年3月）、ロサンゼルス（令和5年3月）、メキシコシティ（令和5年3月）、ドバイ（令和5年3月）、アビジャン（令和5年3月）、ケープタウン（令和5年3月））に在留する邦人等を対象として計10回実施した。オンラインで開催したセミナーの動画については、申込及び閲覧用URLを直接送付することで、配信期間中も見逃すことがないよう利便性を高めたことにより、これまで遠隔地に居住するなどセミナー会場に来ることができなかった在留邦人も含めて計1,005名の参加（アクセス）を得ることができた。

例年、全国の教育機関等からの依頼により海外安全対策講演会を開催しており、令和4年度は対面で10回、オンラインで18回講演会を開催し、各国の治安情勢や感染症関連情報、危機管理対応等の周知を積極的に行った。

令和5年度目標

- 1 多数の邦人が滞在・渡航する危険地域の安全情報の収集を現地専門家に委嘱し、邦人の海外安全に資する情報を迅速に発信する。
- 2 「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館においてオンライン及び対面により定期的に行い、日本企業や在外邦人のニーズに合った情報を提供するとともに官民連携を更に推進することで安全対策の強化を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングにおいて、主要海外通信社（AP、ロイター等）に加え、アラビア語の主要衛星TV局・新聞社（アルジャジーラ、アルアラビーヤ等）のニュースも常時監視するほか、世界各国、各地からSNSを通じて発信されるビッグデータ（自然災害、犯罪、テロ、紛争等）からAIを活用して緊急事態の情報を収集し、邦人に影響が及ぶ事件の把握、緊急事態発生時における初動体制の構築及び邦人への情報発信を迅速に行う。
- 4 国内安全対策セミナーは、地方都市への啓発効果を高めるために可能な限り各都市において対面式のセミナー実施も追求する一方、参加者の要望やその他諸事情に応じて柔軟にオンラインでの開催も検討する。また、危機管理の啓発や各地域の最新情勢関連情報等、企業や教育機関の求めるホット 이슈についても情報提供を行い、引き続き海外安全対策について啓発を積極的に展開していく。

在外安全対策セミナーについても、対面式のセミナー実施を追求する一方、参加者の要望や各国事情等を勘案し、必要に応じてオンラインでの開催も検討していく。その際、在留邦人からの要望を踏まえながら、講演内容を更に充実させるとともに、オンラインで配信されるセミナー動画や資料について、視聴・閲覧期間等の制限を可能な限り見直し、効果的に情報を提供できるようにする。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

世界的な新型コロナ感染状況の収束傾向を踏まえ、より現状に合った情報発信ができるように一部内容を見直した上で目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標：海外における邦人援護件数（単位：取扱い件数）

(出典：外務省調べ)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	21,762	17,669	令和5年12月 公表予定

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する 測定指標	行政事 業レビ ュー事 業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①在外邦人の安全・ 危機管理に関する体 制整備等	231 (224)	214 (193)	129 (101)	144	2-1, 2-3	
②在外邦人保護のた めの緊急事態対応	258 (175)	390 (343)	274 (96)	301	2-2	
③在外邦人の安全対 策に関する情報収集 と官民連携	343 (328)	327 (325)	373 (367)	382	2-1, 2-3	
④困窮邦人等の援護	42 (30)	41 (34)	42 (28)	40	2-1	
⑤領事業務啓発に係 る経費（広報資料の 作成・配布事業）	77 (64)	21 (16)	17 (14)	17	2-3	
⑥在外公館における 抗インフルエンザウ イルス薬備蓄	0 (0)	68 (61)	0 (0)	0	2-2	
⑦在外邦人の孤独・ 孤立に係る実態調査 費（新規）	—	—	—	8	2-1	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 外国人問題への取組

施策の概要

1 ビザの審査・発給

出入国管理上問題ないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証（ビザ）事務支援システムの充実化を図る。

2 観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。

3 在日外国人に係る問題解決への取組

（１）国際ワークショップの開催、外国人集住都市会議への出席、二国間協議を通じた出身国の関係当局との情報共有・連携により、問題解決に取り組むとともに、災害時対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、ネットワーク構築を図る。

（２）新たな在留資格「特定技能」の円滑な運用に向け、二国間文書の作成等を進め、作成済み国との間では、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「インバウンドの本格的な回復に向けた政策パッケージ」（令和４年１０月２８日 第１７回観光立国推進閣僚会議）
- ・観光立国推進基本計画（令和５年３月３１日 閣議決定）
第３ ２．（８）②ア ビザの緩和及びビザ発給手続の迅速化・円滑化
同（９）カ ワーキング・ホリデー制度の導入促進
- ・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和４年度改訂）（第１２回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（令和４年６月１４日）決定）
- ・特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成３０年１２月２５日 閣議決定（令和４年４月２６日 一部変更））
- ・「技能実習制度及び特定技能制度のあり方に関する有識者会議の開催について」（令和４年１１月２２日 外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定）

測定指標３－１ 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 *

中期目標（６年度）

人的交流の促進、観光立国の推進、新型コロナウイルス変異株を受けての水際対策措置、並びに出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

令和４年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染症の国内外の感染状況を見つつ、訪日外国人数の回復を見据えた施策を検討するとともに、以下のとおり、査証発給要件の緩和及び査証審査体制の強化を推進する。
 - （１）対象国を精査した上で、個々の対象国の状況に応じた査証発給要件の緩和を検討する。
 - （２）査証審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、電子査証発給・渡航認証管理システムの導入と円滑な運用を確保する。
- 2 新型コロナウイルスの変異株が発生した際の感染者数の増減を踏まえて、政府全体の決定に従い、迅速に査証発給要件の厳格化・緩和を行う。また、その措置について外国人に対し、外務省 HP 上で分かりやすく丁寧な情報提供を心がける。

施策の進捗状況・実績

- 1 （１）令和４年度全体を通じ、新型コロナウイルスの感染状況が世界全体で総じて減少に向かう中、我が国を含む諸外国の水際措置が段階的に緩和されてきた（令和４年の年間訪日外客数：３,８３２,１１０人。前年（令和３年の年間訪日外客数：２４５,８６２人）比約１,５００％増。※出典：政府観光局（JNTO）統計）。この流れを踏まえ、コロナ後を見据えた査証発給要件の緩和につき、対象国や緩和の内容についての検討を進めてきた。その結果、１０月１１日の水際措置の見直し（個人観光再開、一時停止し

ていた査証免除措置の適用再開等）後、アラブ首長国連邦の一般旅券所持者に対する査証免除措置やウルグアイとのワーキング・ホリデー制度について短期間で導入実現に至ることができた。また、令和5年度に繋がる、例えば、カタールの一般旅券所持者に対する事前登録制による査証免除措置やイスラエル、フィンランドとのワーキング・ホリデー制度の導入に見られる複数の新規導入案件を形成した。

(2) 令和4年3月からの段階的な水際措置の緩和を受けた査証申請件数の急増を踏まえ、臨時職員の追加配置（計70公館）や査証事務支援システム関連機器の追加配備（計3公館）など、逼迫する在外公館の査証審査体制の補強を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度に次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入が延期されたが、国際的な人の往来の回復状況等を踏まえ、令和5年3月27日、同システムを、一部の国・地域（アラブ首長国連邦、英国、カナダ、カンボジア、サウジアラビア、シンガポール、台湾、ブラジル、米国、南アフリカ、モンゴル）において観光目的の短期滞在査証（一次）を対象に導入し、令和4年度内の導入を実施することができた。

2 新型コロナウイルスの国内外の感染状況を踏まえ、政府全体の決定に従い、11月1日にアラブ首長国連邦のIC旅券所持者に対する一般査証取得免除措置を、12月17日にボスニア・ヘルツェゴビナの外交・公用旅券所持者に対する外交・公用査証取得免除措置をそれぞれ導入するなど査証発給要件の緩和を段階的に進めた。また、新たな水際措置が公表された際は、迅速に外務省HPを更新し、分かりやすく丁寧な情報提供を実施した。

中期目標（6年度）

人的交流の促進、観光立国の推進、インバウンド回復に寄与するため、査証発給要件の戦略的な緩和を検討・実施するとともに、査証審査体制の強化や、次世代査証発給・渡航認証管理システムの対象国・地域や対象の査証種類を拡大する。

令和5年度目標

- (1) 人的交流の促進や二国間関係の強化等の観点から、引き続き査証発給要件の戦略的な緩和を検討・実施する。
 - (2) 人的交流の再開やインバウンド需要の増加を踏まえ、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図る。また、次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入拡大と円滑な運用を確保する。
- 2 仮に、今後新たな変異株による感染拡大等、水際対策を再び抜本的に強化する必要性が生じた場合は、政府一体として機動的に対応する体制を確保するため、関係省庁が必要な措置を協議の上で決定し、速やかに講じる。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和4年3月から、新型コロナウイルスの感染拡大の防止と社会経済活動のバランスを取りながら水際措置を段階的に緩和し、10月11日には、個人観光の再開、入国者総数の上限撤廃などに加え、それまで一時停止していた査証免除措置の適用を再開した。右緩和を踏まえて、令和5年3月末に策定された観光立国推進基本計画において、インバウンド回復が基本的方針の一つとなったこと、また、令和5年5月8日には新型コロナウイルスの感染症指定が5類に引き下げられるなど、前回中期目標を設定した際と状況が大きく変化したことから、中期目標を変更することとした。

測定指標3-2 在日外国人問題への取組 *

中期目標（6年度）

在留資格「特定技能」の協力覚書に基づく相手国との情報連携及び国際フォーラムの開催等よりよい多文化共生社会の実現に向けた取組の実施及び情報発信により、在日外国人に係る諸問題の解決を促進する。

令和4年度目標

- マレーシア・ラオス等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、作成済み国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。

- 2 在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催し、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。
- 3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議が開催される場合には出席し、地方自治体における取組や課題について情報収集する。
- 4 災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図るとともに、フェイスブック等を活用した情報発信を行う。また、在留外国人に対する新型コロナウイルス感染症への対応を関係省庁と連携して行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 マレーシア（5月）、ラオス（7月）との間で在留資格「特定技能」に係る協力覚書を作成した。また、覚書作成済み国（15か国）との間で制度の適正な運営のための情報連携を行うとともに、オンライン会議システムも活用しつつ、二国間協議を計5回実施した。
- 2 令和5年2月22日 外国人の受入れと社会統合のための国際フォーラムを「外国人住民への生活支援」をテーマに会場とオンラインで開催し、530人が参加、大半の参加者から有益であったとの反応があった。（国際移住機関（IOM）と共催）
- 3 令和5年1月27日 群馬県大泉町で「外国人が活躍できる多様性を生かした社会」等をテーマに会場とオンラインで開催された外国人集住都市会議に参加（約200人）し、大半の参加者から有益であったとの反応があった。（外国人集住都市会議主催）
- 4 令和5年1月31日 令和4年度在京大使館等向け防災施策説明会を開催し、国の行政機関からは外務省と観光庁よりプレゼンが行われ、77団体98名が参加。大半の参加者から有益であったとの反応があった。（東京都と共催）

令和5年度目標

- 1 キルギス等、在留資格「特定技能」に係る協力覚書の作成に至っていない国との間で、引き続き早期作成に取り組むとともに、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における制度改正に係る議論の動向も踏まえつつ、作成済み国との間で、制度の適正な運営のための情報連携と協議を行う。
- 2 在日外国人に係る諸問題解決の一助のため、国際フォーラムを開催し、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。
- 3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議等が開催される場合には出席し、地方自治体における取組や課題について情報収集する。
- 4 災害発生時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、一層の連携強化を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標1：訪日外国人数（単位：万人）（暦年）

（出典：政府観光局（JTO）統計）	実績値
	令和4年度
	383.2

参考指標2：外国人不法残留者数（1月1日時点の数）（暦年）

（出典：法務省統計）	実績値
	令和4年度
	7.5

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		

①査証関連業務	950 (842)	884 (179)	590 (548)	505	3-1	
②在日外国人社会統合外交政策経費	40 (25)	40 (26)	40 (29)	38	3-2	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。